

ア 児童虐待防止法の定めにある「児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置」などの行為は一切行っていない。

イ 審査請求人が請求して閲覧した証拠書類のうち、警察署の通告書の「通告理由」と「処遇意見」がマジックで消されていた。他の人が証拠に手を加えたり、処分庁が審理員に提出した書類が審査請求人に全て送付されないようなことがあれば、審査請求の意味がない。

ウ 娘には、自分を呼ぶときは「ママ」、他人に話す時は「お母さん」ではなく「母」と呼ぶよう教育しているので、通告書の記載のように「○○○○○○○○○○○○○○○○」とは言わないはずである。

2 審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

第3 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

(1) 本件処分が、法令等が求める要件に該当するかについて

ア 就学義務について

(ア) 就学義務とは、日本国民である保護者に対し、子に小学校（特別支援学校の小学部を含む。）6年間、中学校（特別支援学校の中学部等を含む。）3年間の教育を受けさせる義務を課したものであり、憲法第26条第2項で「すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。」と規定されており、また、教育基本法第5条第1項に「国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。」と規定されている。

(イ) これらの規定を受けて学校教育法に就学義務に関する具体的内容が規定されており、第16条で「保護者は・・・子に9年の普通教育を受けさせる義務を負う。」とあり、次いで第17条第1項で「保護者は、子の満6歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満12歳に達した日の属する学年の終わりまで、これを小学校又は特別支援学校の小学部に就学させる義務を負う。」とされ、同条第2項で「・・・子が小学校又は特別支援学校の小学部の課程を修了した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満15歳に達した日の属する学年の終わりまで、これを中学校、中等教育学校の前期課程又は

特別支援学校の中学部に就学させる義務を負う。」と規定されている。

なお、やむを得ない事由のため、就学困難と認められる者の保護者に対しては、市町村の教育委員会は、就学義務を猶予又は免除をすることができることとされている（学校教育法第18条）。

イ 本児の就学状況について

（ア） 審査請求人は、本児を学校に行かせていないことを認める一方、その原因は、本児が過去に〇〇〇〇〇〇〇〇、当時の学校関係者が〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、今も未解決であるためとしている。

（イ） 審査請求人が主張するように、本児が過去に〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇は否定できないものの、当時の学校関係者が〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、今も未解決であるということを認めるに足りる証拠はない。

なお、〇〇〇教育委員会は、審査請求人に本児の就学を働きかけ、出席を督促していることから、本児の就学義務は猶予又は免除されていないことが認められる。

ウ 審査請求人による登校禁止の児童虐待（ネグレクト）該当性について

（ア） 審査請求人は、学校に行かせないことはネグレクトであると認める一方、本児に対し自ら勉強を教えていたことをもって、ネグレクトであることを否定している。

（イ） しかしながら、教育関係法規においては、保護者の子に対する就学義務が規定されており、登校禁止がネグレクトとして児童虐待に該当することは、「子ども虐待対応の手引き」にも具体例として挙げられていることから、審査請求人が本児に勉強を教えていたことをもって、ネグレクトであることを否定する審査請求人の主張は失当であり、審査請求人による本児に対する登校禁止がネグレクトに該当することは明らかである。

エ 本児の行動等について

（ア） 審査請求人は、本児の行った行動や能力に関する事柄を述べ、本件処分の必要性に疑義を呈している。

（イ） しかしながら、本件処分は、審査請求人による本児に対するネグレクト（登校禁止）の疑いがあるとして行われたものであり、本児の行動や能力を直接の理由としておらず、本件処分の取消しを求める理由としては、採用することはできない。

オ まとめ

（ア） 以上のとおり、審査請求人は、本児を就学させておらず、このことは児童虐待（ネグレクト）に該当する。

（イ） 本件処分は、処分庁が〇〇〇〇〇警察署長から要保護児童通告を受取り、ネグレクト（登校禁止）の疑いがあるため、児童の安全を迅速に確保し、児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため行った

ものであり、児福法第33条第1項に基づく、子どもの安全確保の観点から必要な処分であると認められる。

第4 調査審議の経過

平成29年8月18日	諮問の受付
平成29年8月22日	審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知 主張書面等の提出及び口頭意見陳述申立期限： 9月11日
平成29年8月28日	第1回審議
平成29年9月8日	処分庁から資料を受領
平成29年9月11日	審査請求人から主張書面を受領
平成29年9月14日	第2回審議
平成29年9月29日	第3回審議

第5 審査会の判断

(1) 法令等の規定

ア 児福法第25条第1項には、要保護児童を発見した者は、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所に通告しなければならない旨の定めが、児福法第26条第1項第1号には、通告を受けた児童相談所長は、当該要保護児童について、児童福祉司等による指導その他の児福法第27条の措置が必要であると認めたときは、これを知事に報告する旨の定めが、児福法第33条第1項には、児童相談所長は、必要があると認めるときは、知事への報告の措置をとるに至るまで、当該要保護児童の一時保護を行うことができる旨が、定められている。

イ 児童虐待の防止等に関する法律（以下「児童虐待防止法」という。）第2条は、『児童虐待』とは、保護者がその監護する児童について行う次に掲げる行為をいう。」とし、同条第3号において「児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること」と規定している。

児童虐待防止法第6条第1項には、虐待児童発見者の通告義務が、同条第2項には、同条第1項の規定による通告は、児福法第25条第1項の規定による通告とみなして、同法の規定を適用する旨が定められている。

ウ 児童相談所運営指針(平成28年9月29日付け、雇児発0929第1号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「運用指針」という。)第5章第1節には、次の記載がある。

「1. 一時保護の必要性

一時保護を行う必要がある場合はおおむね次のとおりである。

(1) 緊急保護

ア (略)

イ 虐待、法人等の理由によりその子どもを家庭から一時引き離す必要がある場合

ウ・エ (略)

(2)・(3) (略)

2. (略)

3. 一時保護の強行性

(1) 一時保護は、事前又は事後に子どもや保護者の同意を得て行うことが望ましい。このため、(中略)子どもをそのまま放置することが子どもの福祉を害すると認められる場合には、当該同意を得なくても一時保護を行うことができる。(以下略)」

エ 子ども虐待対応の手引き(平成25年8月改訂版、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課。以下「手引き」という。)第1章1(2)子ども虐待の定義には、虐待の行為類型とともに具体的な例示がされており、次の記載がある。

「三 ネグレクト

(中略)

・子どもの意思に反して学校等に登校させない。子どもが学校等に登校するように促すなどの子どもに教育を保障する努力をしない。

(以下略)」

(2) 本件処分について

審査庁から提出された諮問書の添付書類(審理員意見書、事件記録等)によれば、審査請求人は、本児を学校に行かせていないのは、本児が小学校二年生の時の〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇であり、今もそれが未解決のままだからと主張する。当審査会では、当時の状況について認否できないが、以降年月が経ち、本児が中学に進学してからは、学校関係者や役所の関係各課から再三の働きかけがあったことが、審査請求人から提出された書面により推知され、今後の方策について話し合う機会があったことが認められる。また、当審査会において関係機関等に対して行った調査の結果、登校を希望するという本児の意思が確認できた。よって、審査請求人が本児を学校に行かせていないことは、手引きに

において具体的事例とされる「子どもの意思に反して学校等に登校させない」ネグレクトに該当すると認められる。

本件処分についてみると、平成〇〇年〇月〇〇日、本児が実母により登校させず家に閉じ込められる環境に置かれているネグレクトを把握した警察署から、児福法第25条第1項に基づき、処分庁に対して通告が行われ、通告を受けた処分庁は、児福法第33条の規定に基づき、本児の安全を確保し、児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、緊急一時保護が必要と判断し、同日付で一時保護を開始したものである。

本件処分は、児福法、運営指針及び手引き等に基づき行われたものであり、違法又は不当な点は認められない。以上より、本件審査請求は棄却されるべきである。

第6 付言

審査請求人から当審査会が受領した主張書面に、審査請求人が審理手続において閲覧請求した証拠書類に関する意見が述べられていたので、以下付言する。

処分庁から審理員あてに提出された証拠書類は、内容の一部がマスキングされており、審査請求人が請求して閲覧した書類についても同様のものではなかった。処分庁においては、審理手続において提出する資料に関し、簡易迅速かつ公正な審理の実現のため、事実認定の根拠となるもの等、判断の当否に必要と考えられる資料はできるだけ開示するよう努められたい。

大阪府行政不服審査会第2部会

委員（部会長） 亀田 健二

委員 福田 公教

委員 松村 信夫